

練馬区「介護保険福祉用具購入費」受領委任 払のご案内

平成 30 年 8 月 1 日

○福祉用具購入とは・・・

入浴やトイレで使う福祉用具を購入した場合、年間（4月～翌年3月）に、10万円を限度にその購入費の9割から7割の福祉用具購入費が支給されます。（*なお、領収日が購入日となります。）

○介護保険の対象となる福祉用具

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトの吊り具部分

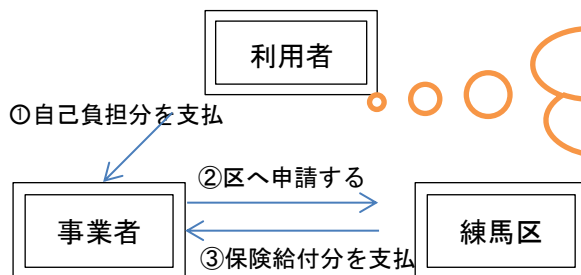
○受領委任払いとは・・・

区が定める要件に該当し希望した利用者が1割から3割（自己負担分）を事業者に支払い、9割から7割は区が事業者を支払う方法です。

*** 購入前に区に事前申請が必要です。**

*** 区と受領委任払い取扱の契約を結んだ事業者での購入が必要です。**

「受領委任払い」の場合



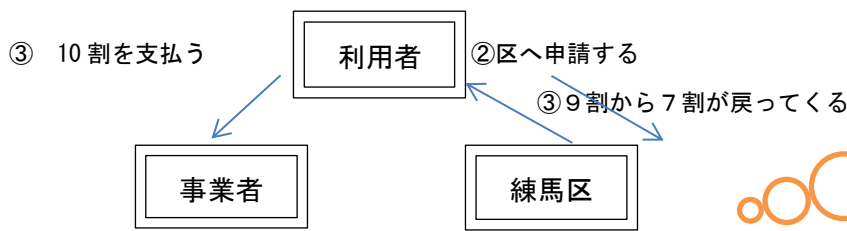
1割から3割の支払のみで福祉用具の購入ができるので利用者の負担が少ない

○受領委任払いが利用できる方の要件・・・

- ① 練馬区の被保険者であり、要介護（要支援）認定を受けている方
- ② 保険料の未納または滞納がなく給付制限をうけていない方

（*負担割合について・・・前年の所得によって判定されます。介護保険負担割合証をご確認ください。）

「償還払い」の場合



一旦、全額を支払います。申請により後から、9割から7割分が戻ります。

○手続きの流れ

受領委任払いで福祉用具を購入したい旨をケアマネジャー、受領委任払い取扱事業者に相談。

<事前申請>

購入前に、区へ受領委任払いによる購入承認申請書と必要な書類を提出。

必要な書類とは

- ① 福祉用具サービス計画書の写し
- ② 購入見積書(10割分原本)
- ③ カタログの写し

区の審査結果を受けて、承認日より1ヶ月以内に受領委任払い取扱事業者から購入し、購入日より1ヶ月以内に、取扱事業者に購入費の1割から3割(自己負担分)を支払い、支給申請書、請求書に必要事項を記入・押印して提出する。

<事後申請>

支給申請書・請求書と領収書(原本)を区へ提出。

利用者の方が支払った1割から3割(自己負担分)の本人名義の領収書が必要です。

区が審査し、9割から7割を事業者へ支払。

○領収書の例

領 収 書	NO
様	年 月 日
金額	2,000 円
ただし、ポータブルトイレ20,000円に対する自己負担分として	
〇〇〇事業所	印

利用者の方が支払った1割から3割分の金額を記載してください。

ただし書きに、購入費の明細を記載してください。

○問い合わせ先

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 給付係 03(5984)4591